様式第八（第六十条関係）

破砕業 許　　可
許可の更新 申請書

※許 可 番 号	
※許可年月日	

年　　月　　日

名古屋市長　様

（郵便番号）
住　　所

氏　　名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第６８条第１項の規定により、必要な書類を添えて破砕業の許可（許可の更新）を申請します。

事業の範囲		
事業所の名称及び所在地		
名　称		
所在地	（郵便番号） 電話番号	
事業の用に供する施設の概要		
当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号	年　　月　　日　　第　　号	
他に解体業又は破砕業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）
他に廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合にあっては、その許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合にあっては、申請年月日）

破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場合には、当該場所の所在地、面積及び保管量の上限	

役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役職名	住　　所

令第５条に規定する使用人の氏名及び住所（当該使用人がある場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役職名	住　　所

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	住　　所

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　称	
（ふりがな） 代表者 の氏名	
住　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の役員の氏名及び住所（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役職名	住　　所

発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるときに記入すること。）

（ふりがな） 氏名又は名称	住　　所	保有する株式の数 又は出資の金額

標準作業書の記載事項

解体自動車の保管の方法	
解体自動車の破砕前処理を行う場合にあっては、解体自動車の破砕前処理の方法	
解体自動車の破砕を行う場合にあっては、解体自動車の破砕の方法	

	排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る。）	
	解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの保管の方法	
	解体自動車の運搬の方法	
	解体自動車の破砕を行う場合にあっては、自動車破砕残さの運搬の方法	
	破砕業の用に供する施設の保守点検の方法	
	火災予防上の措置	
△手数料欄		

備考　１　△印の欄は、記入しないこと。
２　※印の欄は、更新の場合に記入すること。
３　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」から「当該施設について廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、その許可の年月日及び許可番号」までの欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。
４　「事業の用に供する施設の概要」の欄については、当該施設の構造を明らかにする図面等を添付することでも可能とする。
５　「役員の氏名及び住所」の欄その他の氏名又は名称及び住所の記載を要する各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
６　「標準作業書の記載事項」の欄については、当該標準作業書の全文の写しを添付することでも可能とする。
７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

[破砕業]

事 業 計 画 書

年　　月　　日　現在

1　事業の全体計画
（業務を行う時間、従業員数、休業日、扱う車種（乗用車、大型車）を含む。）

（フロー概略図を添付）

業務時間		従業員数	人	休業日	

2　解体自動車等の引取実績及び計画

年　　度	＿＿＿年度実績（３年前）	＿＿＿年度実績（２年前）	＿＿＿年度実績（１年前）	許可取得後の年間計画
引 取 台 数	台	台	台	台
主な引取先				

3　破砕実績

年　度	＿＿＿年度実績（３年前）	＿＿＿年度実績（２年前）	＿＿＿年度実績（１年前）
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

4　破砕能力

１日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台／日	日	台

5　保管の状況

解　体　自　動　車		Ａ　Ｓ　Ｒ	
保管量の上限	台（ m^3）	保管量の上限	m^3
現在保管量	台（ m^3）	現在保管量	m^3

[破砕業]

収　支　見　積　書

項　　目		年度（決算月：　　月）			今年度の見込み（決算月：　　月）	
		事業全体（千円）	うち使用済自動車のみ		うち使用済自動車のみ	
			（千円）	１台当（円）	（千円）	１台当（円）
売上高	ｱ					
売上原価	ｲ（使用済自動車等購入費）					
その他の経費	ｳ					
うち廃棄物処理委託費	ｴ					
営業利益	ｵ=ｱ−ｲ−ｳ					
営業外損益	ｶ（主に支払い利息(注)）					
経常利益	ｷ=ｵ+ｶ					
解体自動車等年間引取台数						
解体自動車等年間処理台数						

（参考）

	前年度末	現在
負債総額（年度末残高）（千円）		

（注）１　「１台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。
　　２　支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

（解体業者及び破砕業者用）

第１７号様式

誓　　約　　書

年　　月　　日

名古屋市長　様

住所

氏名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

申請者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

１　精神の機能の障害により業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

３　使用済自動車の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

４　使用済自動車の再資源化等に関する法律第６６条（第７２条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第７条の４若しくは第１４条の３の２（廃棄物処理法第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）

５　解体業及び破砕業の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

６　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
７　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が１から６までのいずれかに該当するもの
８　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに１から６までのいずれかに該当する者のあるもの
９　法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
10　個人で政令で定める使用人のうちに１から６までのいずれかに該当する者のあるもの

備考
３に規定する政令で定める法令は、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法である。
刑法第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の２、第２２２条及び第２４７条の罪は、それぞれ傷害罪、傷害現場助勢罪、暴行罪、凶器準備集合・結集罪、脅迫罪、背任罪である。
８及び１０に規定する政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるもの
本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
(1) に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

施設付近の見取図

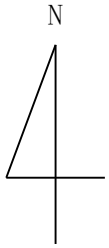

備考　付近の見取図は、事業場の境界から300mまでの範囲（地域）を記入すること。